

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（女川原子力発電所2号炉工事計画）（171）
2. 日 時：令和3年7月5日 13時30分～17時30分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

植木主任安全審査官※、片桐主任安全審査官、藤原主任安全審査官、
三浦主任安全審査官、皆川主任安全審査官、宮本主任安全審査官、
伊藤安全審査官、服部安全審査専門職、山浦技術参与※

東北電力株式会社：

原子力本部 原子力部 課長

原子力本部 原子力部 部長、他17名※

5. 要 旨

- （1）東北電力株式会社から、女川原子力発電所2号炉の工事計画補正申請のうち、「発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書」等について、提出資料に基づき説明があった。
- （2）これに対し、原子力規制庁は以下の点について指摘等を行うとともに、今後、説明内容について引き続き確認することとした。

<火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針>

- 原子炉建屋の構造強度評価における屋根スラブの許容限界について、遮蔽性能及び機密性能に対する考え方を整理して説明すること。
- 屋根スラブの許容堆積荷重と降下火砕物の堆積等による鉛直荷重の比較結果について、評価対象とした屋根スラブの位置、形状及び配筋を具体的に示すこと。

<津波への配慮に関する説明書の補足説明資料>

- 津波監視カメラの電路について、構造物間の相対変位を踏まえた上でも機能が損なわれないことを説明すること。

<貫通部止水処置の耐震性についての計算書及び強度計算書>

- 貫通部止水処置の構造強度評価について、貫通部を支持する構造物の状

況を踏まえた上で、構造物間の相対変位による影響について整理し、評価の妥当性を説明すること。

<津波監視設備の耐震性についての計算書>

- バブラー管の構造強度評価について、支持方法等の構造の詳細、構造を踏まえた解析モデル化の考え方及びはりの断面性能等のデータ諸元を示した上で、評価の妥当性を説明すること。

(3) 東北電力株式会社から、(2) について了解した旨の回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言を踏まえた原子力規制委員会の対応の変更について」(令和3年4月28日 第6回原子力規制委員会配付資料3)を踏まえ、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- (1-1) 女川2号工認 指摘事項に対する回答整理表(火山：強度)(O2-他-F-01-0074__改0)
- (1-2) VI-3-別添2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針(O2-E-B-17-0036__改1)
- (1-3) 先行審査プラントの記載との比較表(VI-3-別添2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針)(O2-E-B-17-0037__改1)
- (1-4) VI-3-別添2-1-1 原子炉補機冷却海水ポンプの強度計算書(O2-E-B-17-0038__改1)
- (1-5) VI-3-別添2-1-2 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの強度計算書(O2-E-B-17-0039__改1)
- (1-6) VI-3-別添2-1-3 復水貯蔵タンクの強度計算書(O2-E-B-17-0040__改1)
- (1-7) VI-3-別添2-1-4 鋼製ハッチの強度計算書(O2-E-B-17-0041__改1)
- (1-8) 補足-720-1 構造強度評価における評価対象部位の選定について(O2-補-E-20-0720-1__改1)
- (1-9) 先行審査プラントの記載との比較表(補足-720-1 構造強度評価における評価対象部位の選定について)O2-補-E-20-000

- 9__改1)
- (1-10) 女川2号工認 指摘事項に対する回答整理表(自然現象)(O2-他-F-17-0006__改2)
 - (1-11) VI-1-1-2-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書(O2-E-B-17-0001__改2)
 - (1-12) 先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-2-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書)(O2-E-B-17-0002__改2)
 - (1-13) 補足-130-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書に係る補足説明資料(O2-補-E-01-0130-1__改3)
 - (1-14) VI-1-1-2-3 竜巻への配慮に関する説明書(O2-E-B-17-0003__改2)
 - (1-15) 先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-2-3 竜巻への配慮に関する説明書)(O2-E-B-17-0004__改2)
 - (1-16) 補足-150-1 竜巻への配慮に関する説明書の補足説明資料(O2-補-E-01-0150-1__改4)
 - (1-17) 補足-160-1 火山への配慮に関する説明書の補足説明資料(O2-補-E-01-0160-1__改4)
 - (1-18) VI-1-1-2-5 外部火災への配慮に関する説明書(O2-E-B-17-0009__改2)
 - (1-19) 先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-2-5 外部火災への配慮に関する説明書)(O2-E-B-17-0010__改2)
 - (1-20) 補足-170-1 外部火災への配慮に関する説明書の補足説明資料(O2-補-E-01-0170-1__改3)
 - (2-1) 補足-140-1【津波への配慮に関する説明書の補足説明資料】(O2-補-E-01-0140-1__改18)
 - (2-2) VI-2-10-2-10 逆止弁付ファンネルの耐震性についての計算書(O2-E-B-19-0136__改1)
 - (2-3) VI-2-10-2-11 貫通部止水処置の耐震性についての計算書(O2-E-B-19-0137__改1)(令和3年6月7日提出資料)
 - (2-4) VI-2-10-2-13 津波監視設備の耐震性についての計算書(O2-E-B-19-0138__改1)(令和3年6月7日提出資料)
 - (2-5) VI-3-別添3-2-9 逆止弁付ファンネルの強度計算書(O2-E-B-20-0124__改2)
 - (2-6) VI-3-別添3-2-10 貫通部止水処置の強度計算書(O2-E

- －B－20－0125__改1) (令和3年6月7日提出資料)
- (2－7) VI－3－別添3－2－11 津波監視設備の強度計算書(〇2－工－B－20－0126__改2)
- (2－8) 先行プラントとの差異に係る概要リスト(浸水防止設備・津波監視設備)(〇2－他－F－01－0069__改0)(令和3年6月7日提出資料)

以上